

後期 第4問

Xは、他4名と金品を奪取することを共謀したうえで、Xと他1名は日本刀を、他3名は匕首や包丁等の凶器をそれぞれ携行し、午前1時半頃、被害者A宅の表玄関横の窓から屋内に侵入した。被告人は他1名とともに奥の6畳間で就寝中だったB(Aの長男、当時19歳)とC(Aの次男、当時16歳)を起こし所携の日本刀を突き付けて脅迫し、他3名は玄関に近い6畳間に侵入し、就寝中だったAを起して匕首等の凶器を突き付けて脅迫し、反抗を抑圧して金員を強奪しようとした。しかし、Aがいち早く救いを求めて戸外に脱出し、Aの妻Dにも騒ぎ立てたため、金員奪取の目的を遂げられなかった。

そして、他の共犯者らが逃走を開始し、Xも逃走を図ったところ、B及びCが追跡してきたため、Xは逮捕される危険を感じて、A宅表玄関を出てすぐのところで両名の下腹部を日本刀で突き刺し、両名を失血死させた。

Xの罪責を論ぜよ。(特別法違反の点は除く)

参考判例：最高裁第二小法廷判決昭和24年5月28日